

小城市告示第 34 号

小城市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害に強いまちづくりと市民の木造住宅の耐震性に対する不安を解消するため、小城市内（以下「市内」という。）にある木造住宅の所有者等が当該木造住宅の耐震診断を実施するに当たり、これに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 市内に存する個人が所有し自ら居住する一戸建て（店舗等の用途を兼ねるものを除く。）の住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法又は木造枠組壁構法によって造られたものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法により行う耐震性能に関する診断をいう。
- (3) 所有者等 所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等で市長が所有者に準ずると認める者をいう。
- (4) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士（以下「登録建築士」という。） 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士で、建築士事務所に属する者をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、所有者等であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 市税等に滞納がある者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、登録建築士が行う木造住宅の耐震診断に要する費用（以下「診断費」という。）とし、診断費の上限額は現況図面がある場合は60,000円、現況図面がない場合は90,000円とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、診断費に3分の2を乗じた額とし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 付近見取図
- (3) 確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類

- (4) 所有者等が分かる書類
- (5) 住民票抄本
- (6) 市税を滞納していないことがわかる書類（納税証明書等）
- (7) 暴力団排除に係る誓約書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、登録建築士が行う木造住宅の耐震診断前又は申請年度の12月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則及びこの告示に従うこと。
- (2) 補助対象経費の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を得ること。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない軽微な変更の場合については、この限りでない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること。
- (5) 交付対象者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

2 前項第2号又は第3号の規定により市長に変更、中止又は廃止の承認を受けようとする場合の変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から20日を経過した日又は申請年度の3月15日のいずれか早い日とする。

3 第1項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書の写し

- (3) 耐震診断に要した費用に係る領収書の写し
- (4) 耐震診断の実施者が登録建築士であることを証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の請求及び交付)

第9条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

2 市長は、前項の補助金等交付請求書を受理した場合は、精算払いにより補助金を交付する。

(取引上の開示)

第10条 本事業の耐震診断を実施した建築物の所有者等は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震診断の結果を開示しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日から平成31年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条中「3分の2」とあるのは、「6分の5」とする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。